

兵庫県の最低賃金

兵庫労働局

☆地域別最低賃金

兵庫県最低賃金

時間額

1,001 円
(令和5年10月1日発効)

☆兵庫県内の事業場で働くすべての労働者について、
この兵庫県最低賃金が適用されます。

特定(産業別)最低賃金

最低賃金の適用業種	時間額	適用する使用者	適用除外する労働者
塗料製造業	1,048 円 (令和5年12月1日発効)	(1)塗料製造業 (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)(注1)に留意してください	・軽易な運搬又は貯いの業務 ・手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベル貼り、値札付け、検数又は運別の業務 ・(注3)(注4)に留意してください
鉄鋼業	1,065 円 (令和5年12月1日発効)	(1)鉄鋼業 (2)(注1)に留意してください	・軽易な運搬又は貯いの業務 ・(注3)(注4)に留意してください
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業	1,035 円 (令和5年12月1日発効)	(1)はん用機械器具製造業 (2)生産用機械器具製造業 (3)試験機・測量機械器具・理化学機器・自製装置・医療用機器・医療用品・製造業、光学機械器具・レンズ・製造業、武器製造業及びこれらの事業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。 (4)(注1)に留意してください	・貯いの業務 ・手作業により又は手工具を用いて行う包装、箱詰め、ラベル貼り、値札付け、検数又は運別の業務 ・塗装におけるマスクシングの業務 ・軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ・材料の送給、洗浄、取扱い、刻印打ち又は結束の業務 ・(これららの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ・(注3)(注4)に留意してください
電子部品・デバイス・ 電子回路製造業、 電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業	1,002 円 (令和5年12月1日発効)	(1)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2)電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3)情報通信機械器具製造業 (4)(注1)に留意してください	・軽易な運搬又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤等 ・(これららの他、これらに準じて行うものに限る。)を用いて行う包装、箱詰め、ラベル貼り、値札付け、検数又は運別の業務 ・(注3)(注4)に留意してください
輸送用機械器具製造業	1,075 円 (令和5年12月1日発効)	(1)鉄道車両・同部分品製造業 (2)船舶製造・修理業、船用機関製造業 (3)航空機・同時履品製造業 (4)産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 (5)その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。) (6)(1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行なう事業所 (7)(注1)に留意してください ※「自動車・同附属品製造業」は兵庫県最低賃金が適用されます。	・軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ・(これららの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ・(注3)(注4)に留意してください
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具製造業	1,002 円 (令和5年12月1日発効)	(1)計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業(理化学機器・器具製造業を除く。) (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)(注1)に留意してください	・軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ・手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務 ・(注3)(注4)に留意してください

「繊維工業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」は、令和5年10月1日から兵庫県最低賃金(時間額1,001円)が適用されています。

(注1)適用する使用者とは、兵庫県の区域内で適用する使用者欄に掲げるいずれかの産業を管む使用者をいいます。また、これには純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、適用する使用者欄に掲げる産業に分類されるものに限る。)を含みます。

(注2)業種区分については、日本標準産業分類(平成25年10月改定)の分類によりますので、総務省統計局のウェブサイト(http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)で確認してください。

(注3)適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「18歳未満又は65歳以上の者」、「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」も該当します。

(注4)適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「雇入れ後6か月未満の者であつて、技能習得中のもの」も該当します。

(注5)適用除外する労働者には、適用除外する労働者欄に掲げる業務に主として従事する者のほか、「雇入れ後3か月未満の者であつて、技能習得中のもの」も該当します。

※ 最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

※ 最低賃金の差異はありますので、差効日に注意してください。

※ 支払われる賃金のうち次の賃金には含まれません。

① 踏時に支払われる賃金及び1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金 ②時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金 ③精算勤手当、通勤手当、家族手当

※ 「技能習得中」とは、習得すべき技能の内容や習得期間が明確であり、計画性をもつて実施されるものとします。なお、出入国管理制度に基づく「技能実習生」は、当該業務に一定の経験を有しているものであるため、「技能習得中のもの」に該当せん。また、特定(産業別)最低賃金は事務等を行う労働者にも適用されます。

※ 詳しいことは、兵庫労働局労働基準部賃金室(TEL078-367-9154)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金(1,051円以下)を30円以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。

詳しくは、兵庫労働局雇用環境・均等企画課(TEL 078-367-0700)へお問い合わせください。

兵庫労働局 ホームページアドレス
<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roundoukyoku/>

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

このリーフレットは、労働者の見易いところに掲示してください。

